

地域おこし協力隊(共創コミュニティ推進事業)の募集・採用及び活動支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、新潟市(以下、「本市」という。)が実施する「地域おこし協力隊(共創コミュニティ推進事業)の募集・採用及び活動支援業務委託」の受託候補者を選定するための公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 委託業務の概要

(1)業務名称

地域おこし協力隊(共創コミュニティ推進事業)の募集・採用及び活動支援業務

(2)業務内容

別紙1 委託仕様書のとおり

(3)契約期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

(4)提案限度額

金 4,004 千円以内(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※契約時の予定価格を示すものではない

(5)費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、委託料額に含まれるものとし、本市は委託料額以外の費用を負担しない。

3. 受託候補者選定方法

(1)公募型プロポーザル方式とし、「別紙2 評価基準」により選定する。

(2)選定の流れについては、「7. 受託候補者の選定」に掲げるとおりとする。

4. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2)本業務の受注能力を有するものであること。

(3)新潟市の入札参加資格者名簿(業務委託)に登載されているもの、又は市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないもので下記の書類を参加表明書提出時に提出できるもの。

<提出書類>(①～④は写しを PDF データで提出とする)

① 登記事項証明書(提出する月の3カ月前以降に証明されたもの)

② 直近の決算報告書

③ 市町村税の納税証明書(新潟市に本社又は支店、営業所等がある場合。提出する月の1カ月前以降に証明されたもの)

④ 国税の納税証明書(その3の3)(提出する月の3カ月前以降に証明されたもの)

⑤ 【様式3】暴力団排除に関する誓約書兼同意書

- (4) 本公募による手続開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。新潟市の入札参加資格名簿に登載されていない者にあつては、手続開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。

5. スケジュール

No	実施日	内 容
1	6月3日(火)	公募開始(市ホームページに掲載)
2	6月12日(木)正午	質問書提出期限
3	6月13日(金)	質問書への回答(市ホームページに掲載)
4	6月18日(水)午後5時	参加表明書期限
5	6月20日(金)午後5時	提案書提出期限
6	6月26日(木)AM 予定	審査(プレゼンテーション)※オンライン実施予定
7	6月30日(月)予定	選定結果通知・委託候補者決定

6. 公募開始から提案書提出まで

(1) 質問書の提出及び回答

本業務及び本要領について、質問書を提出することにより質問できる。

【提出書類】質問書(様式自由、質問者の社名・担当者名・連絡先を明記)

【提出期限】令和7年6月12日(木)正午必着

【提出方法】「10.問い合わせ及び書類提出先」へ電子メール

【回答方法】令和7年6月13日(金)頃、新潟市ホームページに掲載する。

※質問に対する回答は本要領の追加又は修正とみなす。

(2) 参加表明書の提出

【提出書類】①「様式1 参加表明書」

②4(3)①～⑤に掲げる書類※

※新潟市の入札参加資格者名簿(業務委託)登載されていないものに限る

【提出期限】令和7年6月18日(水)午後5時

【提出方法】「10.問い合わせ及び書類提出先」へ電子メール

(3) 提案書の提出

【提出書類】「様式2 提案書」

仕様書を踏まえ、以下の項目について記載すること。

(a) 事業理解

(b) 類似事業・業務体制

(c) 提案内容

(d)業務委託料積算書

※その他、独自の提案業務はA4版・30 ページ以内の任意様式で提出可

【留意事項】・提案書は A4 版とすること。

・提案書の提出後の追加や修正は認めない。

・必要に応じて補足資料を求める場合がある。

【提出期限】令和7年6月20日(金)午後5時必着

【提出方法】「10. 問い合わせ及び書類提出先」に電子メールで提出すること。なお、書類作成等に要する費用は提案者の負担とする。

7. 受託候補者の選定

(1)選定委員会

受託候補者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき、選定委員会が行う。選定委員会の委員構成は非公開とする。

(2)選定方法

①提案書及び提案書に基づく審査(プレゼンテーション)を行う。

②選定委員会は非公開とする。

③「別紙2 評価基準」に基づき採点し、最も優れた提案者を受託候補者として選定する。

(3)選定結果の通知

結果については、すべての提案者に電子メールにより通知するほか、新潟市ホームページにより公表する。

8. 契約に関する基本事項

(1)受託者の決定

選定により決定した受託候補者と具体的な業務内容及び契約条件について協議し、合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

(2)契約内容

契約内容は、仕様書及び提案書に基づき、選定結果を考慮のうえ詳細を協議して決定する。ただし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3)契約書

新潟市契約規則の定めるところにより作成する。

(4)契約の解除

契約締結後に受託者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。この場合において、契約の解除により損害を受けたときは、新潟市に対してその損失の補償を求めることができないものとする。

(5)一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は当該業務の一部を委託することを可とする。

9. 特記事項

(1)提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ・本公募の開始以降、選定委員による選定が終了するまでの間に、選定委員に不当な接触を行った者
- ・この要領に定められた期限を過ぎて各書類を提出した者
- ・提案限度額を超える提案した者
- ・提出書類に虚偽の記載をした者又はこの要領に定められた事項に違反した者

(2)その他

- ・提案書等の作成及び提出に要する一切の費用(通信費を含む)は、提案者の負担とする。
- ・選定結果についての異議申立ては認めない。
- ・受託者の名称は公表できるものとする。
- ・提出された提案書等は、提案者に無断で選定目的以外に使用しない。
- ・本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

10. 問い合わせ及び書類提出先

新潟市政策企画部政策監グループ 共創コミュニティ推進事業担当

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

E-mail: seisakukikaku@city.niigata.lg.jp